

IFRS実務トピックニュースレター ～銀行業～ 欧州系銀行の財務諸表比較にみるファンディング・バリュー・アジャストメント (Funding Valuation Adjustment, FVA)



国際評価基準委員会 (International Valuation Standards Council) は、2015年1月に、デリバティブの公正価値測定において、CVA (credit valuation adjustment) 及びDVA (debit valuation adjustment) の見積りに許容される方法に関する暫定ガイダンスを公表した¹。IFRS第13号に従ってデリバティブの公正価値を測定する際に、これらの調整が必要となる。このガイダンスはIFRSに基づく財務諸表を作成する際の評価に直結するものである。さらに、バーゼルⅢのフレームワークにおける金融機関の自己資本規制の算定にもまた関連するものである。同委員会は、FVA (funding valuation adjustment) に関するプロジェクトにも別途取り組んでいることから、その結果によっては、暫定ガイダンスの一部に影響が及ぶ可能性がある。

FVAに関する議論は続いているが、大量のデリバティブを保有する多くの銀行は、財務報告目的で、デリバティブ価格にFVAを織り込むことを決定している。本ニュースレターでは、10行の欧州銀行が2014年度財務諸表において行ったFVAの開示を分析している。

何が議論になっているのか？

FVAは、無担保のデリバティブ(または受入担保の再利用が認められない契約条件を有する有担保のデリバティブ)の測定において、ファンディング・コストを反映させるための調整である。

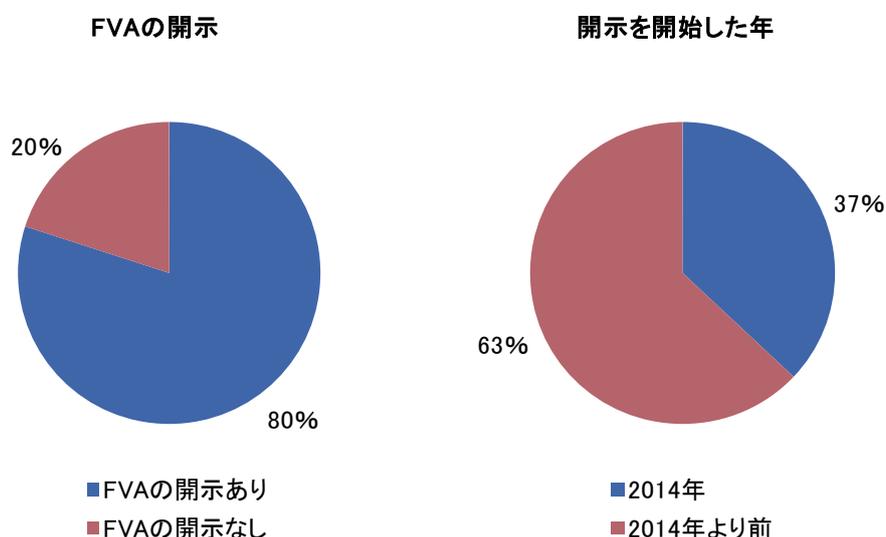
過去数年間にわたり、デリバティブの価格及び評価にファンディング・コストを含めるか否か、及びその方法について議論が続けられてきた。一部では、デリバティブ・ポジションは、無リスク金利としてオーバーナイト・インデックス・スワップ・カーブ (overnight index swap curve) を用いて評価し、それにCVA及びDVAの調整をすべきであるという議論がある。また、リスク中立的であるという仮定は現実的でないため、FVAは必要であるという議論もある。

¹ 暫定ガイダンスは次のサイトより入手可能である (<http://www.ivsc.org/sites/default/files/Annexe%20250.02%20CVA-DVA.pdf>)。

欧州銀行は何を開示したのか？

KPMGは、FVAに関する開示を比較するために、IFRSにより報告を行う10行の欧州系銀行が公表した、2014年12月31日を会計年度の終了とする財務諸表を分析した。

FVAを開示した銀行は何行か？



上のグラフは、大量のデリバティブを保有する多くの銀行が、現在では、デリバティブ価格にFVAを織り込むべきであると考えていることを示している。FVAの影響を開示した銀行のうち約37%の銀行は、2014年に初めてFVAを開示した。

FVAを導入したすべての銀行は、純額で損益への影響を開示しており、ほとんどの場合、損失であった(すなわち、ファンディング・コストがファンディング・ベネフィットを上回っていた)。

どのようにFVAを算定したのか？

一般的に、FVAの算定方法に関する説明は概略的なものであったが、算定方法についてまったく説明を行わない一部の銀行もあるなど、その説明の詳細さは様々であった。いくつかの銀行は、業界における実務の発展に応じて、将来、算定方法を改善させる可能性があることを開示している。

FVAの説明には、以下のようなものが含まれていた。

- 多くの場合、銀行は、無担保のデリバティブ・ポジション及び部分担保のデリバティブ・ポジションについてFVAを算定したことを明記しており、ある銀行はその算定において、受入担保を再担保に供することが認められない契約条項を有する取引が含まれていることも記載している。
- ある銀行は、観察可能な取引のレベルにファンディング・コストをどの程度織り込むかに関する見積りである、スケーリング係数 (scaling factor) をFVAに織り込んでいることを開示している。この銀行はまた、スケーリング係数による金額的影響の開示も行っている。
- ある銀行は、公正価値ヒエラルキーに従った個別取引の分類において、FVAの影響が一般的になかったことを開示している。

日本の金融機関の対応

一部の日本の金融機関ですでにデリバティブ価格についてFVAの導入を行っているものの、導入していない金融機関もあり実務上ばらつきがでている。これは、日本のマーケットにおいてはファンディング・コストに関するコンセンサスが十分ではないことが要因として考えられるが、欧米の動向を受けて今後大手金融機関を中心にFVAの導入を検討する金融機関が増えてくるものと考えられる。

Contacts

金融事業部

大川 圭美

T: 03-3548-5102

E: tamami.okawa@jp.kpmg.com

間瀬 友未

T: 03-3548-5102

E: tomomi.mase@jp.kpmg.com

小林 広樹

T: 03-3548-5102

E: hiroki.kobayashi@jp.kpmg.com

藤原 初美

T: 03-3548-5102

E: hatsumi.fujiwara@jp.kpmg.com

春日 雄太

T: 03-3548-5102

E: yuta.kasuga@jp.kpmg.com

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

ファイナンシャルサービス本部

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

このニュースレターは、KPMG IFRG Limitedが2015年4月に発行した「THE BANK STATEMENT Q1 2015 NEWSLETTER」の一部を抜粋して翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs

IFRS実務トピック～銀行業～ニュースレターは、銀行業に関連するIFRS及び規制関連の情報を提供しています。

このニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。